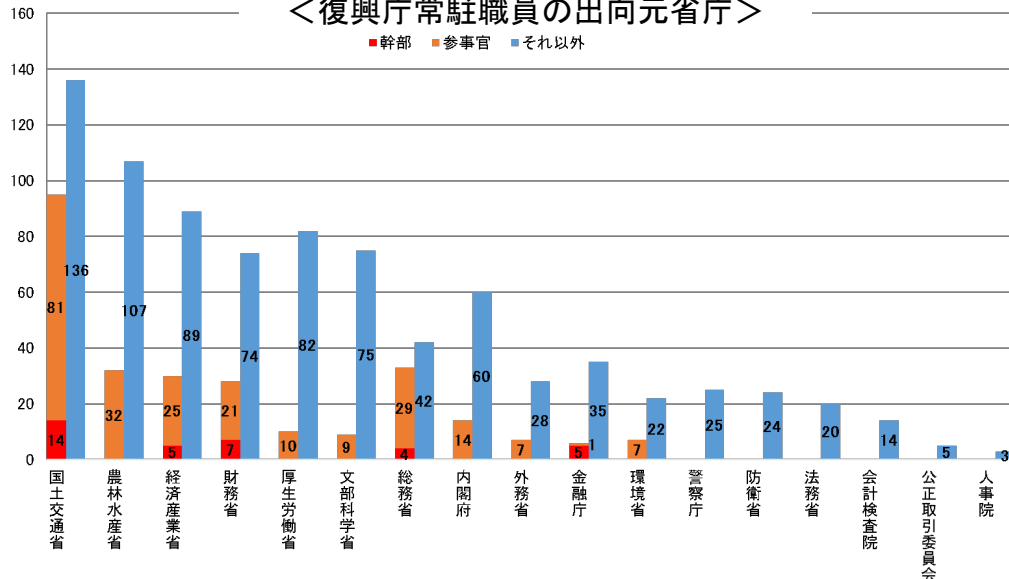


3. 組織体制（2章）

■ 経緯・概要

- 一 発災直後、緊急災害対策本部、原子力災害対策本部を設置。課題に応じて専任のチーム等をこれらの下部組織として設置。
- 一 復興に係る組織として、平成23年4月から復興構想会議及びこれを支える事務局（準備室）が業務開始。
- 一 平成23年6月施行の復興基本法により、復興対策本部・現地対策本部が発足。同法で復興庁設置との方針を明記。
- 一 平成24年2月、復興庁・復興局が内閣直属の各省よりも一段高い位置づけで10年間の時限的組織として発足。総合調整事務と復興交付金の配分等個別の実施事務を所掌。
- 一 復興庁の設置期限は、令和3年3月末から令和13年3月末へと10年間延長。

＜復興庁常駐職員の出向元省庁＞



■ 主な評価・教訓

- 一 構想会議で構成員の知事が提案した制度等が国の基本方針に盛り込まれ、事業化・制度化されたことを評価する被災自治体の意見がある。
- 一 復興庁が設置されて、様々な面での総合調整を行ったこと、また、被災自治体にとってワンストップ窓口ができたことは、その後の復興において意義があった。
- 一 国に復興庁が設置されることで、被災自治体が公平に支援された、また、被災自治体の不満の受け皿としても必要だったとの評価がある。
- 一 被災自治体からは、復興を支えるための専任大臣と司令塔・総合調整機能を有する復興庁という体制の構築が心強かったとの評価がある。
- 一 復興庁がなければ、できなかった予算確保や制度創設がある一方、被災自治体に余力がない中、調整機能だけではなく、国が直接執行すべきことがもっとあったとの指摘がある。
- 一 発災から約3か月後の復興対策本部、約1年後の復興庁の設置は遅かったとの指摘がある。
このため、大規模災害復興においては、一般化できる枠組みとして、復興対策本部を閣議決定により設置できることとした。
- 一 復興庁は、各省より一段上の組織とされたこともあり、人材提供（出向）、予算、税制、地方財政措置を始め各省が非常に協力的で、勧告権を発動する必要はなかった。
- 一 復興について、平時から検討・準備をしておく組織・機能が必要であり、復興庁の期間を延長しながら、その機能を発展させるべき等の意見がある。